

令和6年10月1日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

# 建設・企業常任委員会報告資料

(その1)

県土整備局

## 目 次

ページ

I	収入証紙の利用終了について	1
II	宅地建物取引業法施行条例の一部改正について	3
III	神奈川版ライドシェアの実施状況について	4
IV	港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について	7
V	神奈川県建築基準条例等の一部改正について	10

## I 収入証紙の利用終了について

### 1 概要

くらしと行政のデジタル化を推進するため、収入証紙により収納している手数料及び使用料（以下「手数料等」という）について、キャッシュレス化を進め、収入証紙制度を廃止する。

収入証紙については、キャッシュレス化などの体制が整う手数料等から順次利用を終了し、最終的に令和7年9月末までに販売を終え（収入証紙制度の廃止）、利用についても令和8年3月末に終了する。

### 2 収入証紙の利用を終了する手数料等

#### (1) 全庁

令和7年3月末	505手数料（運転免許関係手数料など） ※運転免許センターに限り運転免許関係手数料などの支払いについて、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する
令和7年9月末	49手数料等（一般旅券発給手数料など） 収入証紙の販売終了（収入証紙制度の廃止）
令和8年3月末	全ての収入証紙の利用終了（経過措置期間）

#### (2) 県土整備局

令和7年3月末	145手数料（開発登録簿の写しの交付手数料など）
令和7年9月末	25手数料（建設業許可申請書等閲覧手数料など）

### 3 収入証紙廃止後の主な支払方法

#### (1) 電子申請時の電子納付

クレジットカード、電子マネー、スマホ決済、Pay-easy（ペイジー）によるインターネットバンキングなど

#### (2) 申請窓口でのキャッシュレス決済

クレジットカード、電子マネー、スマホ決済

#### (3) キャッシュレス決済に対応できない方への対応

金融機関、コンビニエンスストア、一部のドラッグストアやスーパーの店舗等での納付書（現金）払い

#### 4 周知

申請を行う県民・事業者に対しては、収入証紙の利用期限、新たな支払方法等について県の広報媒体や、申請手続きに係る事業者団体などを通じて、周知する。

収入証紙販売者に対しては、販売終了時期、残った収入証紙の取扱い等の説明を行う。

#### 5 収入証紙の利用終了に伴う条例改正等の内容

令和7年3月末をもって収入証紙の利用を終了する手数料については、「収入証紙に関する条例」の一部を改正する必要がある、同条例別表において収入証紙により徴収するとされている手数料から削除する。

なお、運転免許センターに限り運転免許に係る手数料の支払いについては、令和7年7月末まで収入証紙の利用を継続する経過措置を設ける。

令和7年9月末には収入証紙の販売を終え、収入証紙制度を廃止するため、廃止条例案を提出する。

申請者が既に購入した収入証紙については、経過措置として令和8年3月末まで利用を可能とする。

未使用の収入証紙については、令和12年9月末まで還付を可能とする。

#### 6 今後の予定

令和6年11月 「収入証紙に関する条例」の一部改正議案を提出（令和7年4月1日施行）

令和7年2月 「収入証紙に関する条例を廃止する条例」の議案を提出（令和7年10月1日施行）

<別添資料> 収入証紙の利用を終了する時期別手数料等一覧

## Ⅱ 宅地建物取引業法施行条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

宅地建物取引業の免許の申請に係る手数料は、地方自治法に基づき、地方公共団体の手数料の標準に関する政令で定める金額を標準として条例で定めることとされており、同政令が改正されたことなどから、所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

- (1) 宅地建物取引業の免許の電子申請の開始に向け、電子申請に係る免許手数料26,500円を新たに規定する。
- (2) 宅地建物取引業法が改正され、宅地建物取引業者名簿等の閲覧に供する書類の範囲が見直されたことから、所要の規定の整備を行う。

### 3 今後の予定

令和6年11月 第3回定例会に条例改正議案を提出  
令和7年4月 改正条例の施行

### Ⅲ 神奈川県ライドシェアの実施状況について

#### 1 これまでの経緯

県は、三浦市域における夜間のタクシー不足に対応するため、国、県、三浦市、タクシー会社等で構成する「神奈川県ライドシェア検討会議」を令和5年10月に設置し、検討を進め、三浦市を実施主体とする実証実験を令和6年4月17日から行っている。

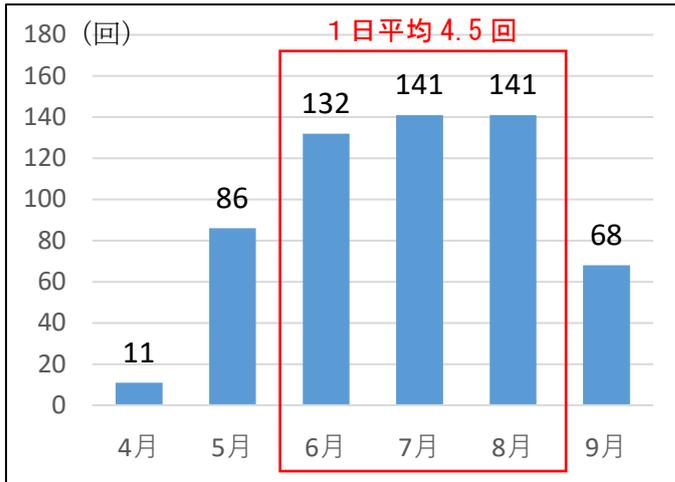
#### (実証実験の概要)

項目	内容
実施主体	三浦市
根拠法令	道路運送法第78条第2号(自家用有償旅客運送)
協力事業者	芙蓉交通株式会社 京急三崎タクシー株式会社 (有限会社いづみタクシーは、芙蓉交通株式会社に、6月30日経営統合)
保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と契約
出発地、時間帯	三浦市内、19時から25時
利用者	制限なし(「GO」アプリへの登録が必要)
ドライバー及び車両	三浦市在住者及び在勤者の自家用車 (タクシー会社が安全教育やドライブレコーダーなどの車両設備等の安全管理を実施)
料金	タクシーと同額(アプリ内での事前決済)
実施期間	令和6年4月17日から12月16日までの8か月

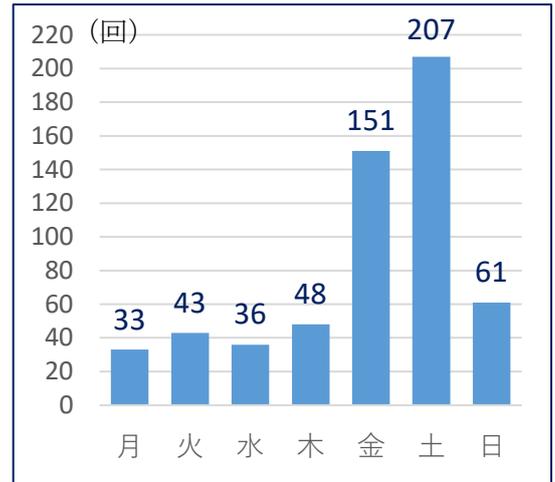
#### 2 利用実績(4月17日から9月24日までの161日間)

項目	内容
ドライバー数	16人
稼働台数	343台(1日平均2.1台)
利用実績	579回(1日平均3.6回)
事故・トラブル	0件
主な乗車地、目的地	乗車地：三崎港周辺 目的地：三崎口駅周辺

(月別の利用実績)



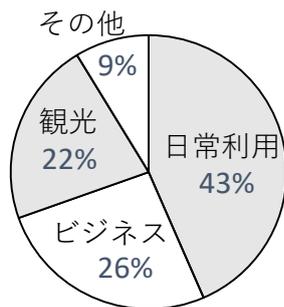
(曜日別の利用実績)



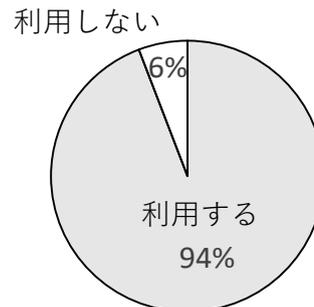
3 アンケート結果について (9月24日までの回答を集計)

(1) 利用者アンケート (69件)

(利用目的)



(今後の利用意向)



(主な意見)

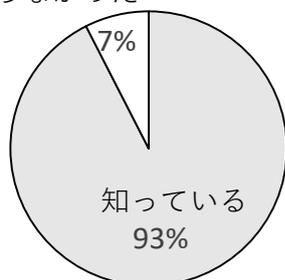
内 容	件数
GO アプリで簡単に配車できて、便利だった	62 件
目的地を口頭で伝える必要がなく、乗降車がスムーズだった	30 件
乗車前に目的地までの料金が確定していることがよかった	24 件
車両の到着が分かりづらかった	3 件

(2) 一般アンケート (295 件)

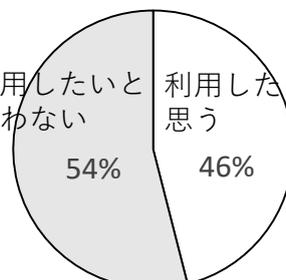
(神奈川版ライドシェアの認知度)

(今後の利用意向)

知らなかった



利用したいと思わない



利用したいと思う

(「利用したいと思わない方」の主な理由)

内 容	件数
ライドシェアの安全性に懸念がある	64 件
アプリでの操作が煩わしい	36 件
現金決済ができない	29 件

4 今後の進め方

神奈川版ライドシェアの認知度は向上し、一定の利用がなされている。利用された方からは、「今後もライドシェアを利用したい」という声も多い。

引き続き、三浦市やタクシー会社、アプリ会社等の関係者とともに、ライドシェアの利用実績、運用面や採算性の検証を進め、本格実施につなげていく。

## IV 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

相模湾における海上交通の拠点として、湘南港に整備した係留施設である南二号物揚場の係留料を定めるため、港湾の設置及び管理等に関する条例の一部について、所要の改正を行う。

### 2 施設の概要

施設名：南二号物揚場（SHONAN江の島栈橋）

構造：重力式（一部浮体構造）

施設延長：約50m

対象船舶：クルーズ船等（約30mまで）

### 3 条例改正の概要

南二号物揚場の係留料について規定する。

船長	県内在住者（1日）	県外在住者（1日）
6m以下	9,670円	11,600円
6m超6.5m以下	10,880円	13,050円
6.5m超7m以下	12,090円	14,500円
7m超7.5m以下	13,300円	15,960円
7.5m超8m以下	14,510円	17,410円
8m超8.5m以下	15,720円	18,860円
8.5m超9m以下	16,930円	20,310円
9m超9.5m以下	18,140円	21,760円
9.5m超10m以下	19,350円	23,220円
10m超	19,350円に10メートルを 超える0.5メートルまでご とに1,210円を加算した額	23,220円に10メートルを 超える0.5メートルまでご とに1,450円を加算した額

※ 利用が4時間に満たない場合の係留料は、上記の額に2分の1、利用が1時間に満たない場合の係留料は、上記の額に8分の1を乗じて得た額（10円未満切り捨て）とする。

### 4 今後の予定

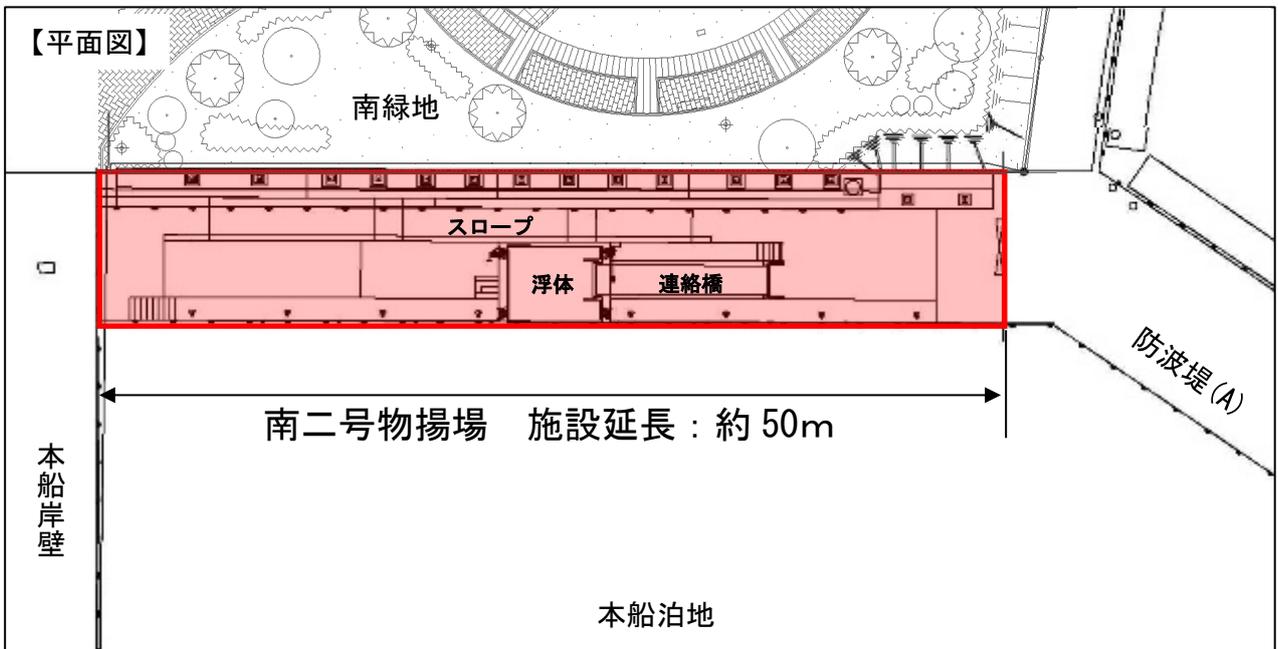
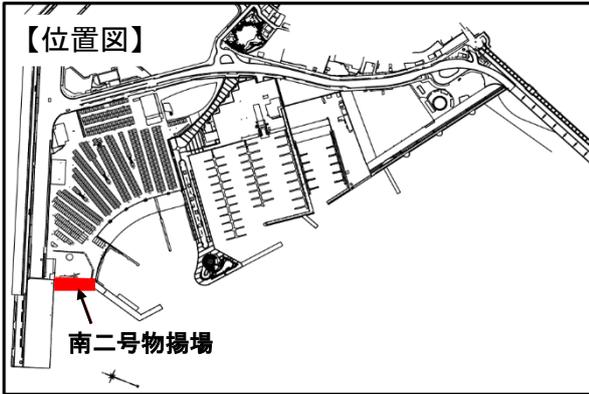
令和6年11月 港湾審議会への諮問  
第3回定例会に条例改正議案を提出

令和7年4月 改正条例の施行

参考資料

港湾の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

1 南二号物揚場の概要



2 南二号物揚場の係留料  
(4時間に満たない場合)

船長	県内在住者 (4時間未満)	県外在住者 (4時間未満)
6m以下	4,830 円	5,800 円
6m超6.5m以下	5,440 円	6,520 円
6.5m超7m以下	6,040 円	7,250 円
7m超7.5m以下	6,650 円	7,980 円
7.5m超8m以下	7,250 円	8,700 円
8m超8.5m以下	7,860 円	9,430 円
8.5m超9m以下	8,460 円	10,150 円
9m超9.5m以下	9,070 円	10,880 円
9.5m超10m以下	9,670 円	11,610 円
10m超	19,350 円に 10 メートルを超える 0.5 メートルまでごとに 1,210 円を加算した額×1/2 (10 円未満切り捨て)	23,220 円に 10 メートルを超える 0.5 メートルまでごとに 1,450 円を加算した額×1/2 (10 円未満切り捨て)

(1時間に満たない場合)

船長	県内在住者 (1時間未満)	県外在住者 (1時間未満)
6m以下	1,200 円	1,450 円
6m超6.5m以下	1,360 円	1,630 円
6.5m超7m以下	1,510 円	1,810 円
7m超7.5m以下	1,660 円	1,990 円
7.5m超8m以下	1,810 円	2,170 円
8m超8.5m以下	1,960 円	2,350 円
8.5m超9m以下	2,110 円	2,530 円
9m超9.5m以下	2,260 円	2,720 円
9.5m超10m以下	2,410 円	2,900 円
10m超	19,350 円に 10 メートルを超える 0.5 メートルまでごとに 1,210 円を加算した額×1/8 (10 円未満切り捨て)	23,220 円に 10 メートルを超える 0.5 メートルまでごとに 1,450 円を加算した額×1/8 (10 円未満切り捨て)

## V 神奈川県建築基準条例等の一部改正について

### 1 改正の趣旨

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるため、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律等が公布された。

これに伴い、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）が改正されることから、関連する神奈川県建築基準条例及び神奈川県手数料条例について所要の改正を行う。

### 2 改正の概要

#### (1) 神奈川県建築基準条例

##### ア 防火規制の緩和

木材利用を促進するため、建築基準法の改正により、防火規制が緩和されることから、所要の改正を行う。

##### イ 申請手数料の改定

建築物の省エネ性能を向上させる設備等を設置させるため、建築基準法の改正により、建築確認における構造安全性等の審査項目が増えることから、申請手数料を改定する。

##### ウ その他の改正

建築基準法の項ずれ等に伴い、所要の改正を行う。

#### (2) 神奈川県手数料条例

##### ア 申請手数料の新設

建築物の省エネ性能を向上させるため、建築物省エネ法の改正により、建築物エネルギー消費性能適合性判定にかかる審査対象が増えることから、申請手数料を新設する。

##### イ その他の改正

建築物省エネ法の条項ずれ等に伴い、所要の改正を行う。

### 3 今後の予定

令和6年11月 第3回定例会に条例改正議案を提案

令和7年4月 改正条例の施行（一部規定は令和6年12月施行）

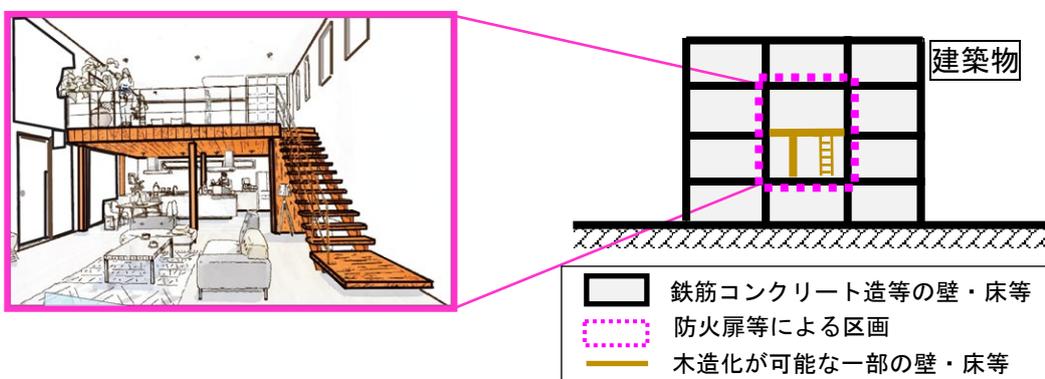
## 神奈川県建築基準条例等の主な改正内容

### 1 神奈川県建築基準条例

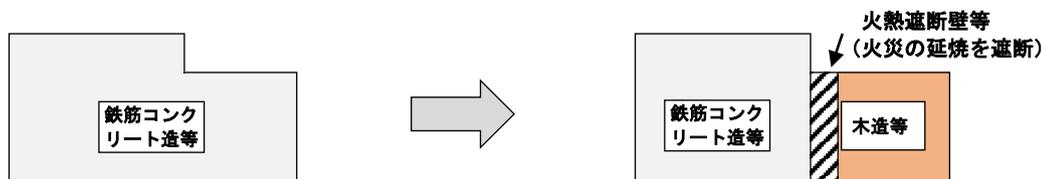
#### (1) 防火規制の緩和

コンクリートなどに比べ、製造時の炭素排出量が少ない木材の利用を促進するため、全ての壁・床等を鉄筋コンクリート造等とする必要がある耐火性能が要求される建築物について、防火規制の緩和を行い、部分的な木造化を可能とする。

- ・ 建築物内を防火扉等で区画することで、区画内の部分的な木造化が可能



- ・ 建築物を火熱遮断壁等で区画することで、建築物の部分的な木造化が可能



#### (2) 申請手数料の改定

建築確認における構造安全性審査等が省略されている、建築士が設計した2階以下かつ床面積500㎡以下の木造建築物などについて、省エネ性能を向上させる設備等を設置させるため、構造安全性審査を厳格化することから、建築確認等申請手数料を改定する。

#### 建築確認申請手数料の改定例

	改定	現行
2階建て住宅（床面積150㎡）	43,000円	28,000円

## 2 神奈川県手数料条例

### 申請手数料の新設

建築物の省エネ性能を向上させるため、300 m<sup>2</sup>以上の非住宅を対象とする省エネ適合性審査について、対象面積を引き下げるとともに住宅を対象とし、省エネ適判等申請手数料を新設する。

### 審査対象

		<非住宅>			<住宅>				
		階数\床面積	~200㎡	200~300㎡	300㎡~	階数\床面積	~200㎡	200~300㎡	300㎡~
現行	2以上				■				
	1								
		↓			↓				
改定	2以上	■	■	■	■	■	■	■	■
	1								

	: 審査対象
	: 審査対象外

### 省エネ適判申請手数料の新設例

	新設	現行
2階建て住宅（床面積 150 m <sup>2</sup> ）	34,000 円	0 円